

新型コロナウイルス感染症対策

子育て世帯生活応援給付金

(住民税非課税相当額の世帯が対象です)

1世帯 5万円

第2子以降は1人につき+3万円

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、子育ての負担が増加している低所得の子育て世帯を支援することを目的としています。

支給対象は以下のすべてに該当する方です

1 平成14年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた児童を養育している

2 対象児童と生計を一にする者全員の令和2年中の所得が住民税非課税相当額である

3 令和2年12月31日以降引き続き富士市に住民登録がある

4 ひとり親世帯臨時特別給付金及び生活保護を受給していない

申請方法

支給申請書及び所得申立書に記入の上、令和2年中の収入が分かる書類（源泉徴収票や確定申告書の写し等）を添えてこども家庭課に持参または郵送してください。書類はこども家庭課でお渡しするほか、ウェブサイトからダウンロードできます。



詳細はこちらから

富士市役所こども家庭課 子育て世帯への生活応援給付金窓口

0545-55-2815



4/30 締切